



曾於市

Agriculture Committee Magazine of SŌJŌ-City

# 農業委員会だより

令和3年3月発行(第16号)曾於市農業委員会



【財部町今別府地区：ごぼう収穫の様子】

## 主な内容

- ◇会長あいさつ…………… 2
- ◇市長への政策提言…………… 3
- ◇農作業別標準賃金表…………… 5
- ◇曾於市賃借料情報…………… 6
- ◇農業者年金制度について  
新規加入者の声・農業者年金受給者の声…………… 7
- ◇認定農業者・新規就農者紹介…………… 8
- ◇農地転用等について…………… 8・9
- ◇農業委員・農地利用最適化推進委員名簿、全国農業新聞の購読 …………… 10

豊かな自然の中で  
みんなが創る  
笑顔輝く元気なまち



## 会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第16号の発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてより農業委員会の業務に関しまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年7月20日に農業委員会会長に就任いたしました山口裕之と申します。会長として未熟者ですが、何卒宜しくお願い申し上げます。また、同日に19名の農業委員が任命され、新しい農業委員会の体制となりました。なお、9月1日には、19名の農地利用最適化推進委員も委嘱され、現在、日々農業委員会活動を行っているところです。任期については、令和5年7月19日までの3年間となっております。新農業委員及び新農地利用最適化推進委員名簿を本誌10ページに掲載しておりますのでご覧頂きたいと思っております。農業委員は、市内全域において、また、農地利用最適化推進委員は、担当地区を中心に活動してまいりますので、農地に関する事については、お気軽にご相談頂きたいと思っております。

このような新しい体制で、早速、昨年9月30日に、本誌3ページに掲載してありますとおり市長に対して、大きく5項目の政策提言を行ったところであります。

農業委員会は、今後も、曾於市民のための基幹産業であります農業を守り育てるため、農地として残さなければならない「優良農地」と「山林等に返っても仕方がない農地」に区分しながら、優良農地の確保と有効利用、担い手農家への優良農地の集積・集約化、新規就農者への支援、優良農地内の耕作放棄地の発生防止及び解消に取り組んでまいります。また、各種申請に対しまして、公平迅速に対応できるように取り組んでまいります。特に優良農地の有効利用につきましては、委員・職員一丸となって、積極的な活動を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 市長への政策提言

令和2年9月30日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出しました。

## 1. ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の被害防除対策について

ジャンボタニシによる稲の食害が市内全域に広がりつつあります。

個人で冬季に耕運したり、植え付け時に浅水管理をするなどの対策や多面的機能支払交付金制度の活用による防除など、各々で対策を講じていますが、防除対策がジャンボタニシの増殖に追い付かず、被害は年々広がっています。被害が広がっている理由として、①タ

ニシが生息している圃場の土壌を、災害復旧時に、非生息圃場へ移動したため。②農業機械（田植え機や耕運機など）を生息圃場から、非生息圃場へ移動し、農作業を行ったため。の二つの大きな理由があります。

この2点を早急に改善するために、市が中心となり、ジャンボタニシ被害防除対策チームを作り、被害を軽減するための効率的な防除対策をまとめたチラシやパンフレットを作成し、圃場主や耕作者、農作業を請け負う個人や団体に配布することと、薬剤購入補助金の検討を要望します。



## 2. 農業用廃プラスチック処分料に対する助成及び生分解性マルチ購入補助導入について

現在、甘藷・ハウス・飼料作物等のラップビニールや肥料等の袋など様々なビニール製品を使用し、農家にとって農業用ビニールは必要不可欠なものです。しかしながら、一昨年度から農業用廃プラスチック等の処分料が大幅に値上がりしており、農家への負担は大きく、今後山林等への不法投棄や不法焼却等が懸念されます。

また、生分解性マルチは、通常マルチより2倍近い価格ですが、生分解性マルチの活用により作業効率アップや、農作業の労力の軽減化が図れることから、農家の財政面での負担軽減や作業の効率化、並びに環境保護等の観点からも生分解性マルチ購入補助金及び処分料に対する助成金の増額を検討下さるよう要望します。

また、県・国に対し、農家の負担が軽減できる処分方法の検討を要請していただきたいと考えます。

※現在の処分料に対する補助金額 15円/kg

処分料 33円/kgのうち、個人負担が18円/kgで、市が15円/kg負担

## 3. 甘藷農家に対する対策について

本市の畑作面積の約6割は、甘藷を作付けされています。しかし、近年甘藷



農家に対し、酒造メーカーからは減反を要請されており、また基腐病の発生等、作付けされている農家は危機的状況に直面しています。これ以上の減反要請や作付が出来ない状況が続くと、すでに田の荒廃が進んでいる状況の中で、甘藷農家による利用権の合意解約が増加しつつあり、畑の荒廃も大変心配しています。県によると、大隅地区、特に曾於地域は本県有数の畑地帯であり、食料供給基地として重要な農業地帯と重要視されており、この畑地帯を存続させていくことを考慮すると商品価値のある新たな作物への転換期ではないかと考えます。

そこで、行政がリーダーとなり、本市の土壤に合った作物は何か、適地作物の選定をしていただき、その作物に関する専門協議会を立ち上げ、各地区の農家代表を選出し、畑かんセンターの職員や農協の営農指導員などと意見を交換しつつ、早急に甘藷に代わる、曾於市の特産品となり得る商品価値のある作物を提案していただくよう要望します。なお、選定を行う際には、鳥獣被害対策等も考慮していただきたいと思います。

#### 4. 畜産振興に対する支援について

平成29年度宮城県で開催された全国和牛能力共進会において、鹿児島県の悲願であった総合優勝（団体賞）を果たし、畜産農家にとってはこの上ない輝かしい成果を上げ、令和4年度に鹿児島県で開催される共進会に向けて、より一層の活躍が期待されるところであります。

しかしながら、畜産農家の高齢化が進み、繁殖農家の減少が危惧される中、曾於市の基幹産業である畜産による生産額の減少も同時に懸念されています。

また、高齢者にとっては、粗飼料の生産・収穫に大変苦勞されているため、農業公社が中心となり、牧草等を生産・販売するコントラクター制度の活用やTMRセンターの設立など、高齢者畜産農家や小規模の畜産農家への負担が少しでも軽減できるような対策を検討して下さるよう要望します。

曾於市畜産振興基金の貸付限度額については、自家保留も育成牛導入と同額の貸付限度額になるよう要望します。

各種補助金等については、曾於市畜産振興協議会が中心となり、様々な手法で充実されつつありますが、今後も安心して畜産経営が出来るように引き続きこれまで以上の支援策の検討を要望します。

今年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、畜産業をはじめ、様々なところに悪影響が及んでいます。そのため、今後の農家の生活及び、次世代を担う後継者等が安心して農業に取り組める施策の検討も要望します。

#### 5. その他

これまでに要望した、鳥獣対策、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の畜産に関する防疫対策、また山林を伐採した後の再生林をする際に緩衝地を設けることや、光回線・5Gなどの通信網対策等については、継続した取組を要望します。

## 令和3年度農作業別標準賃金表

令和3年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。  
 整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類		区分	標準賃金	備考	
一般作業		1日8時間労働	6,344円	※鹿児島県最低賃金より (時間額793円)	
水田 作業	荒起	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円	
	中代	10a当たり	4,000円		
	植代	10a当たり	6,000円		
	畦塗り	1m当たり	70円	畦塗り機使用	
	田植え	10a当たり	6,500円		
	水稲育苗	1箱当たり	580円		
	稲刈り	コンバイン	10a当たり	15,000円	
	脱穀	コンバイン袋(1袋)	500円		
	サブソイラー	10a当たり	3,000円	排水作業	
一般畑 作業	肥料機械散布	10a当たり	2,000円	1回当たり	
	ロータリー耕耘	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円	
	深耕ロータリー	10a当たり	11,000円		
	マルチ作業	1本当たり	2,500円	1本400m, 資材費本人負担	
	同時マルチ(テロン)	1本当たり	3,000円	1本400m, 資材費本人負担	
	土壌消毒	1缶当たり	3,000円	10a当たり1缶, 鎮圧は別途料金	
	プラウ耕起	10a当たり	4,500円		
	プラソイラー	10a当たり	3,500円		
甘藷つる切り	10a当たり	5,000円			
飼料 作業 (播種・ 収穫等)	トウモロコシ等播種	10a当たり	3,500円	種子代は本人負担	
	イタリアン刈取	10a当たり	3,000円		
	イタリアン集草・反転	10a当たり	1,000円	1回当たり	
	イタリアン梱包	1梱包	130円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)	
	ロールラッピング	1ロール	3,500円	標準(直径1m×高さ1m)	
	ロール(ラップなし)	1ロール	2,500円	標準(直径1m×高さ1m)	
	ブームモア作業	1分当たり	100円	1時間当たり6,000円	
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)		2t車	12,000円~	土着菌入り有機堆肥で, 土づくり を図りましょう!	

☆この表の標準賃金は、市内外の農作業等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われまふので、標準額を参考に両者で話し合つて、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾於市農業委員会事務局(財部支所内)	☎ 0986-72-0947
曾於市農業委員会末吉分室	☎ 0986-76-8818
曾於市農業委員会大隅分室	☎ 099-482-5959
曾於市有機センター	☎ 0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎ 0986-76-7347
曾於市農業公社	☎ 099-482-3765

**※土づくりは土壌診断から!土壌診断(無料)をご利用ください。**

# 曾於市賃借料情報

この賃借料情報については、農家が田畑の貸し借りをする際の参考とすため、令和2年の賃借料の情報を提供するものです。  
 田畑の賃借料の適正を図るため、農業委員会が情報提供するもので、小作（賃借料）については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この賃借料情報を参考として、貸借人相互で十分協議のうえ契約しててください。

(10a当たり)

		平均額	最低額	最高額	平均額	最低額	最高額
末吉地区	田	6,100円	2,400円	12,800円	普通畑	8,800円	20,900円
					飼料	7,300円	15,000円
					茶	16,800円	38,000円
大隅地区	田	7,400円	2,000円	24,500円	普通畑	9,700円	52,800円
					飼料	5,500円	20,000円
					茶	14,700円	30,000円
財部地区	田	8,300円	1,700円	23,500円	普通畑	9,000円	19,900円
					飼料	8,500円	23,800円
					茶	14,300円	35,100円

# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から

67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

- 次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下である必要があります。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		-

## ○新規加入者の声



竹田 可輝さん（末吉町南之郷）

竹田さんは、和牛の生産をされており、現在就農して13年になるそうです。農業者年金には令和2年2月に加入されました。加入については、若いときに加入したほうが無理なく積立ができ、生活設計も計画しやすいとのことでした。将来は、牛舎の増築・母牛の増頭など規模拡大をしたいと熱く語ってくれました。

## ○農業者年金受給者の声



安楽保治・一美さんご夫妻（末吉町南之郷）

ご夫妻は令和2年7月から農業者年金を受給されました。現在も、肉用牛の生産から肥育までを家族で経営されています。年金を受給し始めて、楽しみが増えて、大事に使わせていただいております。農業者年金に加入してよかったと素敵な笑顔でお答えいただきました。



## 認定農業者紹介



森山 清孝さん

大隅町恒吉の森山清孝さんは甘藷9ha、水稻2.5haを作付けされ、ご両親と弟の4人での家族経営です。

高校卒業後、県農業大学校で2年学び20歳で就農、今年で19年になります。

甘藷については、近年、基腐病に侵され約3割の減収になりましたが、いつでも皆さんが安心して食べられる作物を生産したいと奮闘中です。

また、恒吉消防団でも中心的立場で地域及び広域に活躍されています。

## 新規就農者紹介



吉岡 純也さん

大隅町月野の吉岡純也さんは、高校卒業後、都城の和牛の生産から肥育までの一貫経営の会社に6年間勤務された後、現在ご両親が経営されている生産牛飼育に就農され1年が経過しました。

現在、親牛を70頭まで増頭され、将来は100頭規模まで拡大したいと話されました。

今後増頭する中で、家族の健康にも気を配りつつ、牛の受胎率の向上と元気な牛を育てたいと目を輝かされていました。



## 農地の転用には

# 許可が必要です!



### 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

### 申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、財部支所の農業委員会事務局、本庁の末吉分室、大隅支所の大隅分室で、受け付けております。

#### 4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

#### 5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 他人名義の農地を購入し、杉・クヌギなどを植林する
- 住宅・畜舎などを建築するため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場などとして利用するため農地を買う・借りる など



## 無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法の違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下の（法人は1億円以下）の罰金となります。

### 農業委員会からのお願い①

#### 《転用完了後は地目変更登記をしましょう!!》

農地転用許可を受けた土地は、工事完了後に法務局で地目変更登記を行ってください。

農地転用の許可目的通りに転用が完了しているにもかかわらず、登記地目が農地（田・畑）のままになっている土地が多く見受けられます。固定資産税の課税地目は、既に宅地や雑種地等になっていても、登記上の地目は変わったことにはなりません。

登記地目が農地のままでは、売買や子供への贈与等で土地の所有権を移転する際は、農業委員会への手続きが必要になりますので、該当する土地をお持ちの方は、速やかに法務局で地目変更登記を行ってください。なお、山林転用の場合は、植林後5年ほど経過しないと地目変更ができないこともあります。

また、地目変更登記の手続きに関するご相談については事前に予約が必要です。法務局に行かれる前に、下記窓口まで、お問い合わせください。

【登記申請の窓口】 鹿児島地方法務局 曾於出張所 ☎ 099-482-0047  
〒 899-8102 曾於市大隅町岩川6491番地 2  
大隅合同庁舎内（国）

### 農業委員会からのお願い②

#### 《相続未登記農地の解消について》

##### ▼農地の相続登記はお済みですか？

農地の所有者が亡くなると、その農地を相続する方の名義にするために『相続登記』が必要です。

相続登記をしないで放っておくと、仮に所在不明の相続人がいた場合、すぐに登記を含めた相続の手続きができず、相続分を確定することが困難になります。

また、多くの時間が経過してしまうと「誰が相続人になるのか」など、その調査だけで相当の時間がかかり、相続登記費用や手数料も高額になってしまいます。農地の貸し借りや売買をしたいと思ったときに、すぐに対応することができない事態になりますので、速やかに相続の手続きを行ってください。

### 農業委員会からのお願い③

鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検及び農地の利用意向アンケート調査への協力について

#### ☆農業委員・農地利用最適化推進委員による「1・5・一絵活動の展開」

鹿児島県では、農地を所有している方を対象に、農地利用の意向確認のために、戸別訪問による総点検活動を実施しています。本市でも農業委員・農地利用最適化推進委員が対象者宅を訪問し、アンケート調査票により、農地を今後どうしていきたいか意向を聞かせていただいていますので、ご協力くださるようお願いいたします。

本調査の結果は、農業委員会を通じ、市の関係課等で共有し、今後の農地の貸し借りや担い手への農地集積・集約化の取組に活用させていただきます。

曾於市農業委員・農地利用最適化推進委員 名簿 (任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで)

○農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局まで！

末吉地区 (農業委員会 末吉分室 ☎ 0986-76-8818)



山口 裕之 濱田 實 迫 将嗣 森岡 俊弘 光行 純市 高岡 俊彦 末鶴 ひとみ 岡元 康子



中村 智明 薄窪 剛志 増田 辰雄 川越 孝一 瀬崎 由美 新田 栄博 松下 美智代 竹下 友子

大隅地区 (農業委員会 大隅分室 ☎ 099-482-5959)



大口 徳明 伊地知 輝男 荻迫 純明 八木 強 池之上 三好 岩村 秀男 酒匂 孝一



吉崎 祐一 有村 龍美 新留 博文 豊永 峯雄 永田 幸八郎 領家 一己 遠矢 忍

財部地区 (農業委員会 事務局 ☎ 0986-72-0947)



吉満 忠吉 片平 敏生 柿木 伸幸 小倉 範房



豊田 幸一 徳石 昭子 田中 正美 橋口 まゆ

“全国農業新聞”の購読を!

全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行 定価 月700円 (送料を含む)

申し込みは…

農業委員会事務局・各分室にお声掛けください。